

平成 21 年度

生徒指導関係概算要求について

1. 豊かな体験活動推進事業 1
2. いじめ対策緊急支援総合事業 4
3. 問題を抱える子ども等の支援事業 6
4. スクールカウンセラー等活用事業補助 8
5. スクールソーシャルワーカー活用事業 10

〔事項名〕 豊かな体験活動推進事業

平成21年度概算要求額 1, 146, 395千円 (1, 012, 078千円)

1 要求要旨

児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むためには、成長段階に応じて、自然の中での長期宿泊活動や社会奉仕活動など様々な体験活動を行うことが極めて有意義である。また、命を大切にすることや他人を思いやる心、規範意識等の育成を図ること等は極めて重要である。

このため、他校のモデルとなる体験活動を実施し、その成果を全国に普及させ、小・中・高等学校等における豊かな体験活動の円滑な展開を推進する。

特に、小・中学生には感性を育み、命の大切さを学ばせる体験活動、高校生には社会奉仕活動のプログラムを実施するとともに、農山漁村での生活体験活動や自然の中での長期宿泊体験活動など、宿泊体験活動のプログラムについて調査研究を実施し、豊かな心の育成に向け、体験活動の推進に総合的に取り組んでいく。

2 要求内容

(1) 児童生徒の輝く心育成事業 ～ふれあい応援プロジェクト～

6地域×1校＝6校

小・中学校を指定し、世代間交流や動植物の育成を通じて、感性を育み、命の大切さを学ばせる体験活動プログラムについて調査研究を実施。

(2) 高校生の社会奉仕活動推進校

6地域×1校＝6校

各都道府県の高等学校を指定し、社会奉仕活動のプログラムについて調査研究を実施。

(3) 自然の中での長期宿泊体験事業

児童生徒の自然体験や長期宿泊体験を推進するため、以下の取組を実施。

① 農山漁村におけるふるさと生活体験推進校

47地域×9校＝423校

都市と農山漁村の共生・対流等を踏まえ、農林水産省と連携してモデル地区を指定し、学校と受入地区を同時に支援することにより、農山漁村における生活体験活動を推進。

②学校教育における人間力向上のための長期宿泊体験活動推進
プロジェクト ～仲間と学ぶ宿泊体験教室～

6地域×1校＝6校

学校教育において、長期宿泊活動を通じて様々な体験活動を行い、児童生徒の生活や学習における意欲や、集団の一員としての態度など、「人間力」の基礎の戦略的な育成を支援する。

(4) 体験活動推進協議会

47地域

各都道府県において、さまざまな体験活動を推進していく上での課題や成果について議論を行ったり、域内の学校への情報提供や体験活動の推進を図る協議会を立ち上げる。

(5) ブロック交流会

6ブロック

地域のブロックごとに「ブロック交流会」を開催し、様々な体験活動の取組についての事例発表、協議、情報交換等を行い、小・中・高等学校等における体験活動の普及や充実を図る。

豊かな人間性や社会性をはぐくむ体験活動の推進

平成21年度概算要求額 1,146百万円(1,012百万円)

児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むためには、成長段階に応じて、社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ様々な体験活動を行うことが極めて有意義である。

このため、指定校において、他校のモデルとなる様々な体験活動を計画的・体系的に推進し、その成果を全国に普及することで、体験活動の円滑な展開に資する。

○ 豊かな体験活動推進事業

(1) 児童生徒の輝く心育成事業 ～ふれあい応援プロジェクト～

6地域×1校 6校

各都道府県の小・中学校を指定し、世代間交流や動植物の育成を通じて、感性を育み、命の大切さを学ばせる体験活動プログラムについて調査研究を実施。

(2) 高校生の社会奉仕活動推進校

6地域×1校 6校

各都道府県の高等学校を指定し、社会奉仕活動のプログラムについて調査研究を実施。

(3) 自然の中での長期宿泊体験事業

① 農山漁村におけるふるさと生活体験推進校 47地域×9校 423校

農林水産省と連携してモデル地区を指定し、学校と受入地区を同時に支援することにより、農山漁村における生活体験活動を推進。

② 学校教育における人間力向上のための長期宿泊体験活動推進プロジェクト ～仲間と学ぶ宿泊体験教室～

6地域×1校 6校

学校教育における自然の中での長期宿泊活動を通じて、児童生徒の意欲のある学習態度や集団の一員としての態度など、「人間力」の基礎の戦略的な育成を支援する。

調査研究の支援、研究成果の普及

(4) 体験活動推進協議会

47地域

各都道府県において、さまざまな体験活動を推進していく上での課題や成果について議論を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図る協議会を立ち上げる。

(5) ブロック交流会

6地域

地域ごとにブロック交流会を開催し、指定校における取組について事例発表や協議、情報交換等を行い、域内の学校における体験活動の充実や推進を図る。

〔事項名〕 いじめ対策緊急支援総合事業

平成21年度概算要求額 105,061千円（105,061千円）

1 要求要旨

昨年、いじめを苦しめた児童生徒の自殺事件が大きく取り上げられるなど、児童生徒のいじめ・自殺が社会問題化した。問題が深刻化している背景として、①児童生徒の自殺が発生した場合などの緊急事態への対応に際して、学校の危機管理体制が不十分である、②いじめ等をめぐり保護者との意思疎通の問題等が生じているなどの理由で、教育委員会や学校による解決が困難な場合がある、等という事情があったと考えられる。また、パソコンや携帯電話を介したいじめの深刻化など、「いじめは決して許されない」という意識が児童生徒に依然しっかり身につけていない状況も課題となっている。

このため、（1）いじめ等の問題行動が生じた際に、外部の専門家等の協力を得た効果的な対応方法のあり方、（2）特に小学生期における適切な人間関係の構築方法等に係る優れた教育実践や、メンタルフレンド等の外部人材の活用やピア・サポート等を通じた異年齢交流の取組の調査研究、（3）中・高校生によるいじめをなくすための主体的な組織づくりや活動を支援する取組の調査研究、を緊急に実施し、いじめの未然防止や円滑な問題解決に資する。

2 要求内容

- （1）学校問題解決支援事業
 - ・ 専門家派遣に係る経費
 - ・ 全国研修会・協議会の開催 など
- （2）いじめ未然防止に向けた社会性育成事業
 - ・ 実践校の取組の支援
 - ・ 全国協議会の開催 など
- （3）子どもたちによる「いじめ根絶運動」支援事業
 - ・ 実践校の取組の支援
 - ・ 事例研究会 など

いじめ対策緊急支援総合事業

平成21年度概算要求額：105,061千円

I. 学校問題解決支援事業

学校だけでは解決困難ないじめ等の問題行動等に対応するため、外部の専門家等からなるチームの設置・派遣の在り方等について調査研究を行う。

Type I 危機管理・緊急支援タイプ

いじめ自殺や外部侵入者による重大犯罪など生徒指導上の重大事案の際に、保護者への対応、児童生徒等の心のケア、マスコミ対応等事態の沈静化、静謐な教育環境確保に当たる

警察OB

大学教授

精神科医

臨床心理士



弁護士

教員OB

精神保健福祉士

Type II 日常支援タイプ

解決が難しいいじめ等の生徒指導上の事案に対し、保護者ないし学校の要請を受け、関係者間の調整を図り、円滑な解決を支援する

①専門家配置・派遣(6地域におけるモデル事業)

②教職員等の資質向上に係る研修会の開催

③全国協議会開催による情報・ノウハウ共有

を緊急実施し、

○ モデル事業実施を契機とした、専門家等による支援体制の継続的構築

○ 問題行動対応に係る教職員の資質向上を全国的に図る

(専門家に見て学び、専門家に頼らない支援もできるようにする)

を図る。

II. いじめ未然防止に向けた社会性育成事業

特に小学生期における適切な人間関係の構築方法等に係る優れた教育実践や、メンタルフレンド等の外部人材の活用やピア・サポート等を通じた異年齢交流の取組など様々な活動を支援し、ノウハウを蓄積させ、モデル地域(30地域)内で共有・普及させることで、地域での取組の浸透を図る。

【活動例】

- ・通常の学級編成によらない、縦割りによる異年齢集団による課外活動
(特に年長児童のリーダー性を育むとともに、互いの自己有用感を高める)
- ・互いの長所を見つけ、ほめ合う活動を通じて、自己理解や他者理解を深める活動
(仲間づくりや思いやりなどの社会性を獲得する)
- ・友人から仲間外れにされる場面のロールプレイ(相手の立場に立って考える習慣を身に付ける)

III. 子どもたちによる「いじめ根絶運動」支援事業

生徒会等が立ち上がり、児童生徒自身によるいじめ撲滅に向けた活動や、いじめゼロに向けた望ましい人間関係づくりに資する活動など、いじめ問題に対する中・高校生の自主的・主体的な活動を支援し(30地域程度)、モデル地域内での気運醸成・継続的な取組の定着を図る。

〔事項名〕問題を抱える子ども等の支援事業

平成21年度概算要求額 979,415千円(955,123千円)

1 要求要旨

いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待、高校中退などの児童生徒の問題行動等については、依然として相当数に上るなど、憂慮すべき事態にある。加えて、子どもたちを取り巻く社会環境等の変化とともに、生徒指導上の問題は極めて多岐にわたり、問題行動等の複雑化、多様化といった状況がうかがわれ、解決が一層困難な事例が増えている。

こうした状況を踏まえ、①未然防止、早期発見・早期対応につながる取組、②関係機関等と連携した取組、③教育支援センター（適応指導教室）を活用した取組、④教育プログラム等の開発のための取組、といった観点からの取組が緊急に求められていることから、各地域・団体において先駆的な実践研究を行い、効果的な取組を全国に普及する。

2 要求内容

(1) 問題を抱える子ども等の自立支援事業

- ① 未然防止、早期発見・早期対応につながる取組 30地域
事態の悪化が進行すれば、より解決は困難となるため、問題は小さなうちに芽を摘み、悪化するのを未然に防ぐ効果的な取組
- ② 関係機関等と連携した取組 30地域
学校のみで解決することができないケースが増えているため、福祉、医療、警察等の関係機関等とのネットワークを構築し、問題解決に当たって、行動連携を図る効果的な取組
- ③ 教育支援センター（適応指導教室）を活用した取組 30地域
不登校児童生徒等の教育機会を支援するため、学校外の公的機関である教育支援センターを活用した効果的な取組

(2) 問題行動等への対応におけるNPO等の活用に関する実践研究事業

- ④ 教育プログラム等の開発のための取組 17団体
問題行動等を起こす児童生徒の背景や状況は個々のケースにより様々であることから、個々の児童生徒の実態に応じた問題行動等の解決を図るための教育プログラム等の開発の取組

問題を抱える子ども等の支援事業

平成21年度概算要求額: 979, 415千円(955, 123千円)

背景

いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待、高校中退など、児童生徒の問題行動等は、依然として相当数に上り、生徒指導上の課題は多岐にわたるとともに、問題行動等が複雑、多様化しているため、解決が一層困難な事例が増加。

重要

- ① 問題は小さなうちに芽を摘み、悪化するのを未然に防ぐ。
- ② 関係機関等とのネットワークを構築し、問題解決に当たって行動連携を図る。
- ③ 学校外の相談体制を整備する。
- ④ 問題行動等の解決のためのプログラムを開発する。

I. 問題を抱える子ども等の自立支援事業

① 未然防止、早期発見・早期対応につながる取組

<具体例>

- ・学級内でのトラブルを未然に防ぐための学級集団作りの取組
- ・効果的な小中連携の在り方に関する取組
- ・問題行動等の予兆が見られる児童生徒の状況把握の在り方に関する取組

② 関係機関等と連携した取組

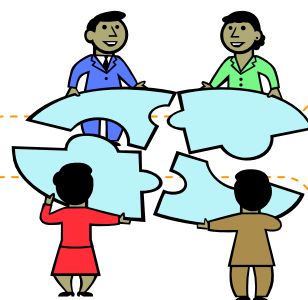
<具体例>

- ・サポートチームを活用した児童生徒への支援の在り方に関する取組
- ・第三者的な機関を活用した児童生徒の相談体制の在り方に関する取組
- ・非行防止教室等の効果的な実施方法に関する取組

③ 教育支援センター(適応指導教室)を活用した取組

<具体例>

- ・不登校児童生徒の家庭に対する効果的な支援の在り方に関する取組
- ・学校復帰後の継続的な支援の在り方に関する取組
- ・教育支援センターを中核とした地域の関係機関・団体等との連携の在り方に関する取組



II. 問題行動等への対応におけるNPO等の活用に関する実践研究事業

④ 教育プログラム等の開発のための取組

<具体例>

- ・怒りや感情をコントロールする、児童生徒の発達段階に応じたアンガーマネジメントプログラムの開発
- ・他者との人間関係に困難を抱える児童生徒のためのソーシャルスキルトレーニングの開発
- ・不登校児童生徒が学校復帰を目指すためのステップアッププログラムの開発

〔事項名〕 スクールカウンセラー等活用事業補助

平成21年度概算要求額 3,665,462千円(3,365,315千円)

1 要求要旨

児童生徒の不登校などの問題行動等の対応及び災害や犯罪の被害児童生徒への心のケアに当たっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることが重要である。このため、各都道府県・指定都市において、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を引き続き中学校に配置するとともに、少年非行の低年齢化や児童虐待の深刻化等を踏まえ、小学校の配置を拡充する。

また、教員OB、警察官OBなどの地域人材を活用して児童が悩みや不安を気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」及び警察官など関係機関のパイプ役として非行などの早期発見、緊急時の対応を行う「生徒指導推進協力員」を小学校に配置する。

さらに、子ども等がいつでもどこからでも相談できるよう、24時間体制の電話相談を実施する。

2 要求内容

(ア) 事業内容

○スクールカウンセラー

中学校への配置	10,077校
小学校への配置	1,105校 → 2,200校
緊急支援派遣	

○「子どもと親の相談員等」の配置

子どもと親の相談員(教員OB等)	910校
生徒指導推進協力員(警察官等)	210校

○相談体制(電話相談)の充実

相談員の夜間・休日の配置	
教育相談窓口紹介カードの配布	

(イ) 補助事業者 都道府県・政令指定都市

(ウ) 補助率 1/3

スクールカウンセラー等活用事業補助

平成21年度概算要求額 3,665百万円 (3,365百万円)



教職員

家庭(保護者)



助言・援助

助言・援助

「子どもと親の相談員等の配置」事業

○子どもと親の相談員

児童生徒が悩みや不安を気軽に相談できる話相手



○生徒指導推進協力員

非行行為の早期発見、緊急時の対応



相談

スクールカウンセラー事業

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者

- ・児童生徒へのカウンセリング
- ・教職員に対する助言・援助
- ・保護者に対する助言・援助



相談

相談



小学生

相談



中学生

相談

電話相談事業

- ・24時間体制での教育相談を実施
- ・全国统一ダイヤル
- ・相談窓口紹介カードの作成・配布



〔事項名〕 スクールソーシャルワーカー活用事業

平成21年度概算要求額 1,537,921千円 (1,537,921千円)

1 要求要旨

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等については、極めて憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題である。こうした児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っている。したがって、児童生徒が置かれている様々な環境に着目して働き掛けることができる人材や、学校内あるいは学校の枠を越えて、関係機関等との連携をより一層強化し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためのコーディネーター的な存在が、教育現場において求められているところである。

このため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童生徒に対し、児童相談所等の関係機関等とのネットワークを活用するなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく。

なお、平成20年7月1日に閣議決定された教育振興基本計画において、特に重点的に取り組むべき事項として、「教育相談等を必要とするすべての小・中学生が、スクールソーシャルワーカー等による相談等を受けられるよう促す。」とされているところである。

2 要求内容

(1) 指定地域数 141地域

(2) スクールソーシャルワーカーの職務内容等

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動 等

(3) 運営協議会の設置

指定団体は、地域の実情に応じた調査研究を効果的に実施するため、指定地域内において、教育委員会、学校、関係機関等を含む運営協議会を設置する。

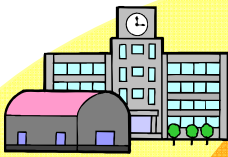
スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業

21年度概算要求額 1,537,921千円(1,537,921千円)

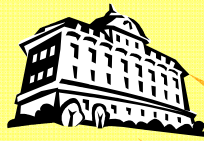
- 問題行動等の背景には、児童生徒が置かれた様々な環境の問題が複雑に絡み合っている。そのため、
 - ① 関係機関等と連携・調整するコーディネート
 - ② 児童生徒が置かれた環境の問題(家庭、友人関係等)に働き掛けること等が求められている。

都道府県・市町村教育委員会

学校



関係機関



児童相談所
福祉事務所
保健・医療機関
適応指導教室
警察
家庭裁判所
保護観察所 等



【校内体制づくり】

- ・校内チーム体制の構築
- ・教職員のサポート
- ・教職員等への研修 など

スクールソーシャルワーカー (SSW)

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者

【関係機関との連携】

- ・ネットワークの構築
- ・関係機関との調整
- ・情報・行動連携 など

児童生徒が置かれた様々な環境の問題への働き掛け

友人



家庭



地域



児童生徒



不登校

暴力行為

いじめ

児童虐待

運営協議会

【課題・提案等】

【成果・報告等】

- ・教育委員会生徒指導担当指導主事
- ・SSW
- ・SSW配置校校長

- ・大学等研究機関(大学教授等)
- ・関係機関担当者
- ・PTA 等

